

柏崎市採用活動支援補助金

市内中小企業者等に対し、採用活動にかかる経費を補助します。

最大
75万円

補助対象者

以下の①～③全てに該当する方

- ① 市内に本社又は本部等があること
- ② 企業においては、資本金、従業員数等が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者であること。また、医療法人、社会福祉法人、財団法人又は社団法人においては、従業員数300人以下であること
- ③ 国、地方公共団体及びこれらの出資を受けていないこと

※注意 福祉事業者は対象外です。

福祉事業者対象の補助金はこちら→



中小企業基本法上の中小企業者早見表

業種	① 資本金の額 又は出資の総額	② 常時使用する 従業員の数
ア 製造業、建設業、 運輸業その他の業 種(イ～エを除く)	3億円以下	300人以下
イ 卸売業	1億円以下	100人以下
ウ サービス業	5千万円以下	100人以下
エ 小売業	5千万円以下	50人以下

業種に応じ、①又は②のいずれかに該当すれば、中小企業基本法上の中小企業者です。

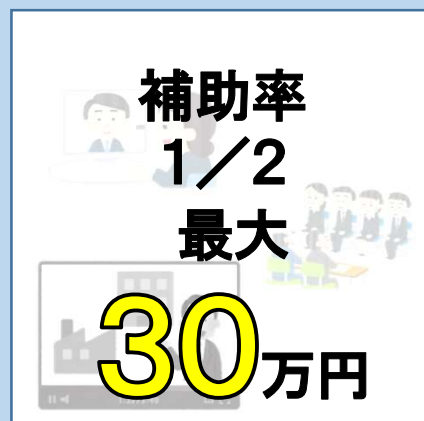
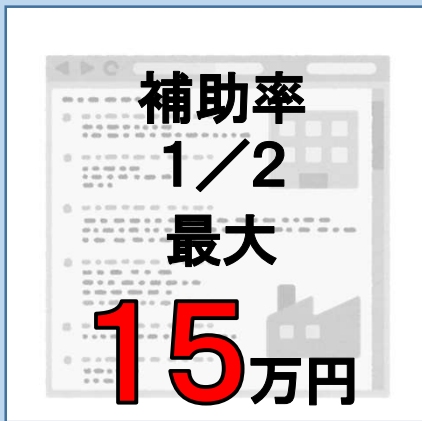
補助対象経費

対象経費の詳細と申請の流れは**裏面**をご覧ください。

採用情報を掲載した
ホームページの新設・改修

就職情報
ポータルサイトの利用

採用手段の強化・充実



交付申請期限

4月1日以降、随時予算額に達するまで受付けます。
※いずれのメニューも、既に契約・申込した場合は対象となりません。

契約・申込**前**に市に申請してください。

様式はこちらから



(柏崎市ホームページ)

問合せ先
申請先

〒945-8511
柏崎市日石町2-1
柏崎市商業観光課

TEL 0257-21-2335
Mail shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp



補助対象経費の詳細

対象・・・○ 対象外・・・×

※振込手数料はどのメニューにおいても対象外経費です。

採用情報を掲載したホームページの新設・改修



- 採用情報を含めたホームページの新規開設、改修(スマートフォンへの最適化等)の委託費用
- ×ホームページのないところが、採用に特化していないホームページを作成

就職情報ポータルサイトの利用



- ポータルサイトの掲載料(オプションとして掲載内容を増やす費用も対象)
- ×ポータルサイト主催の合同企業説明会の出展料
⇒下記メニュー「採用手段の強化・充実」で対象とします。

※過去、柏崎市就職情報発信事業助成金で対象になった場合は、このメニューの申請はできません。

採用手段の強化・充実



- WEB面接ツール(有料版)の初期導入費用
- ×WEB面接ツールの月額料金

- 合同企業説明会(WEB含む)の出展料

- ×合同企業説明会の交通費、宿泊費



- ×WEB面接ツールに必要なパソコン、WEBカメラ、スピーカー等ハードウェア、ソフトウェアの購入費(ハードウェア・ソフトウェア共にリース・レンタルであれば対象)

- 採用に使用できる企業PR動画の作成委託料(自社のツールで作った場合は対象外)

- TV、ラジオ、新聞等の広告代(採用に特化した場合のみ対象)



- ×Wi-Fi等の通信料

- 採用を目的としたパンフレットの作成経費(会社案内のみで汎用的に使用できる場合は対象外)

注意 1回補助を受けたメニューは、補助上限額に達していなくても、翌年度申請することができませんのでご注意ください。

(例) 令和3年度に採用手段の強化・充実のメニューを申請した場合、令和4年度以降同メニューでの申請はできません(他のメニューであれば可)。

申請の流れ

- ① 契約・申込**前**に交付申請書(第1号様式)及び必要書類を郵送又は持参にて市に提出
～必要書類～ ・対象経費の分かる見積書及び内訳書の写し
・直近の市税の納税証明書(全税目に係るもの)
※状況によって追加資料を求める場合があります。
- ② 市が審査の上、交付(不交付)決定を通知
- ③ 事業を実施
- ④ 令和7(2025)年3月31日(月)までに、実績報告書(第7号様式)及び必要書類を郵送又は持参にて市に提出
～必要書類～ ・対象経費の請求書及び領収書の写し
※状況によって追加資料を求める場合があります。